



発行 東京都

目次

告示

● 建築基準法による道路の指定.....

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)...

● 建築基準法による道路位置の指定.....(同)...

● 建築基準法による道路位置の変更.....(同)...

● 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定.....

…(福祉保健局健康安全全部健康安全課)...

告示(消)

○ 昭和四十六年東京消防庁告示第四号(東京消防庁公印規程)の一部改正.....

二

公告

○ 市街地再開発組合の理事長の就任.....

…(都市整備局市街地整備部再開発課)...

告示

● 東京都告示第千九百九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成二十九年七月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十九年七月三日 多摩市一ノ宮第一項第四号の規定による 二丁目一番一の一部、同番一地先並びに同番二及び二番一の各一部、同番一地先並びに同番二、同番七、同番八、三番一及び同番三十八の各一部、同番三十九、同番四十の一部、二十八番一、関戸一丁目五番十二から同番十四までの各一部、同番十五並びに同番十六及び六番一から同番三までの各一部、同番四から同番六まで並びに同番七、同番八、十七番九及び関戸

二丁目四十六番一の各一部、四十七番三並びに同番七

● 東京都告示第千九百九十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成二十九年七月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十九年七月三日 東村山市野口第一項第五号の規定による 町二丁目十三番十一、同番五十七及び同番百二の各一部並びに同番百十八

● 東京都告示第千九百九十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成二十九年七月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類
変更年月日
変更に係る道路の面積(単位平方メートル)

法第四十二条
第一項第五号の規定による道路
平成二十九
年七月五日
小平市学園西
町一丁目千二
百四十四番二
十六の一部
廃止面積
二・二二

●東京都告示第千九百九十六号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

平成二十九年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

ア 第六回

平成三十年二月二十六日、同月二十七日及び三月五日

連合会館

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

イ 第七回

平成三十年三月六日、同月十二日及び同月十九日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

(二) 管理美容師

ア 第七回

平成三十年二月十三日、同月十九日及び同月二十日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

イ 第八回

平成三十年二月二十六日、同月二十七日及び三月五日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

ウ 第九回

平成三十年二月二十六日から同月二十八日まで

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

エ 第十回

平成三十年三月六日、同月十二日及び同月十九日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

三 受講料

一万八千円

告 示 (消)

●東京消防庁告示第7号

東京消防庁公印規程(昭和46年東京消防庁告示第4号)の一部を次のように改正する。

平成29年7月26日

東京消防庁

消防総監 高 橋 淳

第3条の見出し中「調整等」を「調整等」に改め、同条中「(以下「部長」という。)」を削り、「課長等(室長、整備工場長、航空隊長及び消防方面本部副本部長並びに消防署(以下「署」という。))の消防分署長、課長及び消防出張所長を含む。以下同じ。)」を「部長等(東京消防庁の本庁等の呼称に関する規程(昭和46年東京消防庁訓令甲第18号)第2号に定める者をいう。以下同じ。))及び消防署長(以下「署長」という。))」に改める。

第4条の見出し中「課長等」を「部長等及び署長」に改め、同条第1項中「課長等(消防出張所長を除く。))」を「部長等及び署長」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「課長等」を「部長等及び署長」に、「部長」を「総務部長」に改める。

第8条第1項中「課長等」を「部長等及び署長」に改め、「及び印影」を削り、「部長」を「総務部長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 総務部長は、前項の規定により印章の引継ぎを受けたときは、特に保存する必要があるものを除き、裁断又は焼却の方法によりこれを廃棄しなければならない。

第9条及び第10条を次のように改める。

(公印管理者の任務)

第9条 公印管理者は、部長等又は署長の命を受けて公印

の管理に関する事務に従事し、公印の適正管理に努めなければならない。

(公印取扱主任の指定等)

第10条 公印管理者の下に公印取扱主任を置き、その指定は、別記第1のとおりとする。

2 公印取扱主任は、公印管理者の命を受けて公印に関する事務に従事し、公印の適正な使用を図らなければならない。

3 公印管理者又は公印取扱主任（以下「公印管理者等」という。）に事故がある場合は、公印管理者があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

第12条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「かわる」を「関わる」に改める。

第15条第2項中「（以下「契印」という。）」を削り、「契印の」を「東京消防庁契印の」に改め、同条第3項中「割印」を「押印」に改める。

第16条第1項中「第14条」を「第14条第1項」に、「当該証票等に庁印、消防総監印（危険物事務専用に係るものを除く。）、消防長印、部長印、消防署印及び消防署長印」を「同項の照合を行う前に当該証票等に公印」に改め、同条第4項中「書損じ」を「書き損じ」に、「不用」を「不用となり、」に改める。

第17条第1項中「前条第1項により事前押印できる公印」を「公印」に、「かえる」を「代える」に改める。

第18条第1項中「課長等」を「部長等又は署長」に改め、同条第2項中「課長等」を「部長等及び署長」に、「部長」を「総務部長」に改める。

第19条中「部長」を「総務部長」に、「課長等」を「部

長等若しくは署長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(東京都公印の公印取扱主任)

第20条 東京都公印規程（昭和28年東京都規則第158号）

第3条第1項の規定により消防総監に交付された東京都公印について、同規程別表第1に規定する公印管理者の下に置く公印取扱主任は、別記第3のとおりとする。

別記第1を次のように改める。

別記
第1 (第2条、第10条関係)

区分	名称	番号	書体	寸法	用途	公印管理者	公印取扱主任
1	庁印	1	篆書	方60ミリメートル	職記用	総務課長	総務課文書係長
		2	同	方30ミリメートル	一般文書用	同	同
		2の2	同	方13ミリメートル	立入検査証用	査察課長	査察課長
		2の3	同	同	消防団員証用	消防団課長	消防団課長
		3	同	同	証明用	総務課長	総務課文書係長
		4	削除	同	同	同	同
		5	篆書	方37ミリメートル	職記用	総務課長	総務課文書係長
		6	同	方26ミリメートル	一般文書用	同	同
		6の2	削除	方13ミリメートル	自衛消防技術認定証用	防火管理課長	防火管理課長
		6の2	篆書	方23ミリメートル	消防同意事務専用	予防課長	予防課計画係長
2	消防総監印	4	削除	同	同	同	同
		5	篆書	方37ミリメートル	職記用	総務課長	総務課文書係長
		6	同	方26ミリメートル	一般文書用	同	同
		6の2	削除	方13ミリメートル	自衛消防技術認定証用	防火管理課長	防火管理課長
		6の2	篆書	方23ミリメートル	消防同意事務専用	予防課長	予防課計画係長

消防長印	8	同	方26ミリメートル	一般文書用	総務課長	総務課文書係長
次長印	9	同	方25ミリメートル	同	同	同
学校技術及び安全所印	10	同	方27ミリメートル	部、学校及び一般文書用	部、安全主管課長	各部、技術安全主管及び技術主任、総務課文書係長
部長、及び安全所長印	11	同	方24ミリメートル	部長、技術一般文書用	学校、安全主管課長	各部、安全主管及び技術主任、総務課文書係長
学校副校長印	11の2	同	方23ミリメートル	学校副校長の一般文書用	校務課長	校務課長
課、装室、場、備、工、場、空、装、備、印	12	同	方24ミリメートル	課、装室、場、備、工、場、空、装、備、の一般文書用	課長、工場隊長、及び技師	課長、工場隊長、及び技師
課長、装室、場、備、工、場、空、装、備、及び隊長担当印	13	同	方22ミリメートル	課長、装室、場、備、工、場、空、装、備、及び隊長担当の一般文書用	課長、工場隊長、及び技師	課長、工場隊長、及び技師
消防方面本部印	14	同	方25ミリメートル	消防方面本部の一般文書用	消防方面本部	消防方面本部
消防方面本部部長印	15	同	方23ミリメートル	消防方面本部部長の一般文書用	消防方面本部部長	消防方面本部部長
消防方面本部副部長印	16	同	方22ミリメートル	消防方面本部副部長の一般文書用	消防方面本部副部長	消防方面本部副部長
消防方面本部部長担当印	16の2	同	同	消防方面本部部長担当の一般文書用	消防方面本部部長	消防方面本部部長
消防署印	17	同	方25ミリメートル	署の一般文書用	署の総務課長、奥は総務係長	署の庶務係長、奥は総務係長

消防署長印	18	同	方23ミリメートル	同	消防分署の一般文書用	同	消防分署長	同	消防分署の庶務を主管する係長
同	18の2	同	同	同	消防出張所の一般文書用	同	消防出張所長	同	出張所の庶務を担当する消防司令(同階級の階級を含む。)
同	18の3	同	同	同	消防出張所の一般文書用	同	消防出張所長	同	職にある者
消防署副署長印	19	同	方22ミリメートル	同	署の一般文書用	同	署の総務課長。ただし、署長は総務係長	同	署の庶務を主管する係長。ただし、東多務消防署は庶務を担当する消防司令(同階級を含む。)
消防分署長印	19の2	同	同	同	同	同	消防分署長	同	消防分署の庶務を主管する係長
消防署職当課長(担当課長)	19の3	同	同	同	署の課長及び担当部長が必(総要当)と課の一般文書の	同	署の課長及び担当課長	同	署の課の庶務係を主管する係長
消防出張所長印	19の4	同	同	同	消防出張所長の一般文書	同	消防出張所長	同	消防出張所の庶務を担当する消防司令(同階級の階級を含む。)
審査、検任考及職考委員探選、職考委員探選、職考委員探選、職考委員探選	20	同	方24ミリメートル	同	審査委員会、職考委員探選、職考委員探選、職考委員探選	同	人事課長	同	人事課人事係長
東京消防庁契印	21	同	長径26ミリメートル短径9ミリメートル(楕円形)	同	一般文書割印用	同	1から5まで公印に掲げる管理者	同	1から5まで公印に掲げる主任

別記第2中

13
東京消防庁何部(学校、技術安全所)何課(室、装備工場、航空隊)長

を

13
東京消防庁何部(学校、技術安全所)何課(室、装備工場、航空隊)長(担当課長)

16
東京消防庁方第何本副部長

を

16
東京消防庁方第何本副部長

16の2
東京消防庁方第何本副部長(担当課長)

に、

19の3
東京消防署

を

19の3
東京消防署(担当課長)

に改める。

別記第2の次に次のように加える。

第3（第20条関係）

名称	公印番号	公印取扱主任
4 専用東京 都知事印	19 19の2 19の3	危険物課保安規制係長 防火管理課防火管理係長 防火管理課試験講習係長、署及び消防分署の危険物取扱者及び消防設備士の免状書換え事務を主管する係長並びに消防出張所の庶務を担当する消防司令補の階級（同等職を含む。）にある者
6 専用東京 都知事代理 之印	19の4 19の5 21の3 21の4 21の5	防火管理課防火管理係長 同 危険物課保安規制係長 防火管理課防火管理係長 防火管理課試験講習係長、署及び消防分署の危険物取扱者及び消防設備士の免状書換え事務を主管する係長並びに消防出張所の庶務を担当する消防司令補の階級（同等職を含む。）にある者
17 担当東京 都出納員	21の10 21の11	防火管理課防火管理係長 同
18 担当東京 都出納員	32 33	財務課決算係、経理契約課物品管理係、装備工場資材係、消防方面本部の指導係及び署の経理係（奥多摩消防署は総務係）の出納を担当する消防司令補の階級（同等職を含む。）にある者 消防団課装備係長、装備課個人装備係長並びに消防分署及び消防出張所の出納を担当する消防司令補の階級（同等職を含む。）にある者

附 則

この告示は、平成29年8月1日から施行する。

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について
 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により十条駅西口地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

戸崎 利好

二 住所

北区上十条二丁目二十七番二号

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 （郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

